

お客さま各位

碧海信用金庫

「非課税口座約款」「未成年者口座および課税未成年者口座約款」の
改訂のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。また、平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当金庫では、2023年1月1日より、下記の約款を改訂しますのでお知らせいたします。

敬具

記

1. 改訂する約款

- (1) 非課税口座約款
- (2) 未成年者口座および課税未成年者口座約款

2. 改訂内容

- (1) 非課税口座約款
 - ・個人番号未告知等の理由により、非課税口座に2018年以降の非課税管理勘定又は累積投資勘定が設定されていない場合、約款に基づき、2023年1月1日に「非課税口座廃止届出書」を提出したものとみなし、同日をもって当該非課税口座を廃止する旨の記載を追加します。
- (2) 未成年者口座および課税未成年者口座約款
 - ・成年年齢引き下げに伴う年齢要件を変更しました。

※詳細については、次項以降の各種新旧対照表をご覧ください。

3. 非課税口座約款の改訂に基づく非課税口座の廃止について

2018年以降の非課税管理勘定又は累積投資勘定が設定されていない非課税口座については、2023年1月1日に非課税口座廃止届出書を提出したものとみなし、同日をもって当該非課税口座を廃止いたします。

4. 本件に関するお問い合わせ先

碧海信用金庫 営業戦略部 愛知県安城市御幸本町15-1

電話番号 0120-968-310 (受付時間 平日 9:00~17:00)

以上

非課税口座約款 新旧対照表

(下線部分変更)

新	旧
<p>1. ～ 1 5. (略)</p> <p><u>1 6. 個人番号未告知口座の取扱い</u> <u>個人番号未告知等の理由により、申込者の非課税管理口座に 2018 年以降の非課税管理勘定又は累積投資勘定が設定されていない場合は、2023 年 1 月 1 日に当金庫に対して「非課税口座廃止届出書」を提出していただいたものとみなし、同日をもって当該非課税口座を廃止させていただきます。</u></p> <p><u>1 7. 約款の変更</u> (略)</p> <p style="text-align: right;">以 上 (<u>2023 年 1 月 1 日 改訂</u>)</p>	<p>1. ～ 1 5. (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>1 6. 約款の変更</u> (略)</p> <p style="text-align: right;">以 上 (<u>2021 年 4 月 1 日 改訂</u>)</p>

未成年者口座および課税未成年者口座約款 新旧対照表

(下線部分変更)

新	旧
<p>1. ～ 2. (略)</p> <p>3. 非課税管理勘定および継続管理勘定の設定</p> <p>(1) 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載または記録がされる株式投資信託受益権（租税特別措置法で規定する「未成年者口座内上場株式等」のうち当金庫が取り扱う株式投資信託受益権をいいます。この約款の14. から16.、18. および24. (1) を除き、以下同じ。）（以下「投資信託」といいます。）につき、当該記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は、2016年から2023年までの各年（申込者がその年の1月1日において<u>18歳</u>未満である年および出生した日の属する年に限ります。）の1月1日に設けられます。</p> <p>(2) ～ (3) (略)</p> <p>4. ～ 20. (略)</p> <p>21. 代理人による取引の届出</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) 申込者の法定代理人が未成年者口座および課税未成年者口座における取引を行っている場合において、申込者が<u>成年</u>に達した後も当該代理人が未成年者口座および課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当金庫に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。</p>	<p>1. ～ 2. (略)</p> <p>3. 非課税管理勘定および継続管理勘定の設定</p> <p>(1) 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載または記録がされる株式投資信託受益権（租税特別措置法で規定する「未成年者口座内上場株式等」のうち当金庫が取り扱う株式投資信託受益権をいいます。この約款の14. から16.、18. および24. (1) を除き、以下同じ。）（以下「投資信託」といいます。）につき、当該記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は、2016年から2023年までの各年（申込者がその年の1月1日において<u>20歳</u>未満である年および出生した日の属する年に限ります。）の1月1日に設けられます。</p> <p>(2) ～ (3) (略)</p> <p>4. ～ 20. (略)</p> <p>21. 代理人による取引の届出</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) 申込者の法定代理人が未成年者口座および課税未成年者口座における取引を行っている場合において、申込者が<u>18歳</u>に達した後も当該代理人が未成年者口座および課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当金庫に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。</p>

新	旧
<p>22. ～25. (略)</p> <p>26. 非課税口座のみなし開設</p> <p>(1) 2017年から2023年までの各年（その年1月1日において申込者が<u>18歳</u>である年に限ります。）の1月1日において申込者が当金庫に未成年者口座を開設している場合（出国等により、居住者または恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。）には、当該未成年者口座が開設されている当金庫の営業所において、同日に租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。</p> <p>(2) 上記(1)の場合には、申込者がその年1月1日において<u>18歳</u>である年の同日において、当金庫に対して非課税口座開設届出書（租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座開設届出書をいいます。）が提出されたものとみなし、かつ、同日において当金庫と申込者との間で非課税上場株式等管理契約（同項第2号に規定する非課税上場株式等管理契約をいいます。）が締結されたものとみなします。</p> <p>27. (略)</p> <p>28. 契約の終了</p> <p>次のいずれかに該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は終了します。</p>	<p>22. ～25. (略)</p> <p>26. 非課税口座のみなし開設</p> <p>(1) 2017年から2023年までの各年（その年1月1日において申込者が<u>20歳</u>である年に限ります。）の1月1日において申込者が当金庫に未成年者口座を開設している場合（出国等により、居住者または恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。）には、当該未成年者口座が開設されている当金庫の営業所において、同日に租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。</p> <p>(2) 上記(1)の場合には、申込者がその年1月1日において<u>20歳</u>である年の同日において、当金庫に対して非課税口座開設届出書（租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座開設届出書をいいます。）が提出されたものとみなし、かつ、同日において当金庫と申込者との間で非課税上場株式等管理契約（同項第2号に規定する非課税上場株式等管理契約をいいます。）が締結されたものとみなします。</p> <p>27. (略)</p> <p>28. 契約の終了</p> <p>次のいずれかに該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は終了します。</p>

新	旧
<p>①～④（略）</p> <p>⑤ 申込者が出国の日の前日までに上記 1 1. の出国移管依頼書を提出して出国したが、その年の 1 月 1 日において申込者が <u>18 歳</u>である年の前年 12 月 31 日までに未成年者帰国届出書を提出しなかった場合 その年の 1 月 1 日において申込者が <u>18 歳</u>である年の前年 12 月 31 日の翌日</p> <p>⑥～⑦（略）</p> <p>2 9 . ～ 3 1 （略）</p> <p><u>（削除）</u></p> <p style="text-align: right;">以 上 (<u>2023 年 1 月 1 日 改訂</u>)</p>	<p>①～④（略）</p> <p>⑤ 申込者が出国の日の前日までに上記 1 1. の出国移管依頼書を提出して出国したが、その年の 1 月 1 日において申込者が <u>20 歳</u>である年の前年 12 月 31 日までに未成年者帰国届出書を提出しなかった場合 その年の 1 月 1 日において申込者が <u>20 歳</u>である年の前年 12 月 31 日の翌日</p> <p>⑥～⑦（略）</p> <p>2 9 . ～ 3 1 （略）</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>成年年齢にかかる令和元年度税制改正に伴い、2023 年 1 月 1 日より、本文中の「20 歳」を「18 歳」に読み替えます。その場合、2023 年 1 月 1 日時点で 19 歳、20 歳である者は同日に 18 歳を迎えたものとみなします。</u></p> <p style="text-align: right;">以 上 (<u>2022 年 4 月 1 日 改訂</u>)</p>